

平成 30 年 8 月 6 日

都道府県医師会
医療安全担当理事 殿

日本医師会常任理事
城守 国斗

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について

標記の健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、国民や医療機関に同制度が広く認知される必要があることから、今般、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長より、同制度の本年 10 月から 12 月までの集中広報について、別添のとおり本会宛て協力依頼がありました。つきましては、貴会管下会員へのご周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、同制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）では、下記の内容で広報を実施することとしているとともに、研修会等での講師派遣および電話による相談窓口が設けられているほか、PMDA ホームページにも情報が掲載されておりますので、併せてご参照のうえご利用いただきますようお願いいたします。

記

- ・集中広報の実施内容（予定）
 - 全国の新聞への広告掲載
 - 全国でのテレビスポット CM
 - Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導）
(http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html)
 - 医療関係専門誌への広告掲載 など

【担当部署：医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課】

◆資料請求・出前講座についてのお問い合わせ窓口

電話番号： 03-3506-9460

Eメール： kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度に関する相談窓口

電話番号： 0120-149-931（フリーダイヤル）

受付時間：（月～金）9時～17時（祝日・年末年始を除く）

Eメール： kyufu@pmda.go.jp

◆（広報資料）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

（出前講座）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

以上



薬生副発 0・7 2 6 第 2 号
平成 3 0 年 7 月 2 6 日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長



独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があり、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12 月までの約 3 か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、会報誌やホームページに掲載するなど、広報にご協力いただき、貴法人等の会員及び役職員又は管下の医療機関等に周知くださいますようお願い申し上げます。

※ 昨年度は 10 月にお知らせしましたが、広報誌等に掲載していただくために早めにご案内しています。

また、機構では、リーフレットその他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。さらに、職員を講師として自治体や医療機関に派遣し、健康被害救済制度に関する講演（出前講座）を実施していますので、ご活用ください。

（広報資料）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

（出前講座）<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

記

集中広報の実施内容（予定）

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導）
（http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html）
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

※ 別添にて広報例（原稿）をお送りします。広報誌に掲載するなど
のために電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡
ください。

（本件に関する照会先）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課

○資料請求・出前講座についてのお問い合わせ窓口

電話番号：03－3506－9460

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

○救済制度に関する相談窓口

電話番号：0120－149－931（フリーダイヤル）

受付時間：（月～金）9時～17時（祝日・年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

（本件通知担当者）

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

増川（内線2717）、大平（内線2718）

（代表電話）03－5253－1111、（直通電話）03－3595－2400

Eメール 増川 masukawa-naoki@mhlw.go.jp

大平 oohira-yasushi@mhlw.go.jp

いざという
時のために

医薬品 副作用被害 救済制度

ドクトルQ

お薬を使うすべての方に
知ってほしい制度です。

お薬は正しく使っていても、
副作用の起る可能性があります。
万一、入院治療が必要になるほどの健康被害がおきたとき、
医療費や年金などの給付をおこなう
公的な制度があります。

救済制度
相談窓口

0120-149-931

PMDA

独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

(別添2) コンビニ広告原稿

医薬品 副作用被害 救済制度



ドクトルQ



お薬を使うすべての方に
知ってほしい制度です。
お薬は正しく使っていても、副作用の起きる
可能性があります。万一、入院治療が
必要になるほどの健康被害がおきたとき、
医療費や年金などの給付をおこなう
公的な制度があります。いざという時のために、
暮らしに欠かせないお薬だから
あなたもぜひ知っておいてください。

救済制度
相談窓口

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

0120-149-931

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。

受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金

(祝日・年末年始をのぞく)

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

詳しくは **副作用 救済** または **PMDA** で **検索**

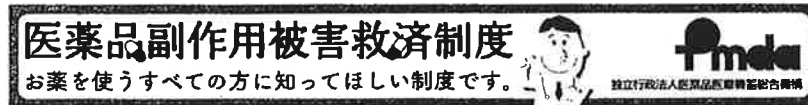
(別添3) バナー原稿



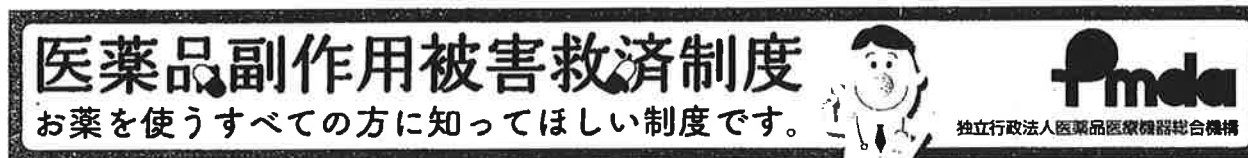
①レクタングル (大) / 左右 335pix × 天地 280pix



②レクタングル / 左右 300pix × 天地 250pix



③バナー / 左右 468pix × 天地 60pix



④ビッグバナー / 左右 728pix × 天地 90pix



⑤ワイドスカイスクレイパー / 左右 180pix × 天地 600pix